



令和5事業年度監事監査報告

令和6年6月21日

中小企業基盤整備機構 監事

監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）の令和5事業年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、損失の処理に関する書類（案）、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

各監事は、監査計画に基づき、理事長、副理事長、理事、内部監査部門、業績評価部門その他職員等（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、主たる事務所及び従たる事務所において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（以下「機構法」という。）又は他の法令に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた（別紙参照）。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）並びに事業報告書（会計に関する部分）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、機構の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II 監査の結果

1 機構の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

機構の業務は、基本的に法令等に従い適正に実施されていると認める。なお、機構は、中小機構コンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンスの徹底に向け、全役職員の他、外部専門家等も対象とした研修・啓発活動を実施し、コンプライアンス意識を醸成している。

また、機構は、約4年間のコロナ禍を経て、中期目標の達成に向け、対面支援だけでなくオンライン支援を充実させ、機構のDXを推進するとともに、内外の事業連携を促進し、役職員一体となり着実に業務を効果的かつ効率的に実施していると認める。さらに、第4期中期目標期間を通して着実に対応していると認める。

2 機構の内部統制システムの整備及び運用についての意見

内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する必要な組織と規程等の基本的な枠組みは概ね整いつつあるものの、今後とも理事長のリーダーシップの下、実際の運営を通し、統制環境の更なる整備に努めることが肝要である。

3 機構の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4 財務諸表等についての意見

会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。また、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制は相当であると認める。

5 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令等に従い、機構の状況を正しく示しているものと認める。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

1 報酬水準及び給与水準の妥当性

令和5年度の理事長の報酬水準並びに役職員の報酬水準及び給与水準については、機構による妥当性の検証手法を監査したところ、適切であると認める。

2 調達等合理化の取組の状況

令和5年度調達等合理化計画に基づき、入札及び契約手続きの透明性・競争性の確保等に適切に取り組んでいると認める。

3 保有資産の見直し

令和5年度は施設整備等勘定の中心市街地都市型産業基盤施設（三鷹産業プラザ）及び試作開発型事業促進施設（テクノフロンティア堺及びテクノフロンティア伊丹）を適正に自治体等に譲渡していることを認める。なお、一般勘定の出資先第三セクター3社（袋井北部街づくり㈱、㈱松阪街づくり公社及び倉敷ファッションセンター㈱）の清算手続きにおいても適正に実施していると認める。また、第4期中期目標期間を通して適正に保有資産を見直し、令和5年度においても不要財産等について適正に国庫納付を行っていることを認める。

令和6年6月21日

独立行政法人中小企業基盤整備機構

監事 戸田 直隆

監事 千田 剛司

監事（非常勤） 本田 優子

※上記は、当法人が監事監査報告の原本の署名を電子化し作成したものであり、その原本は当法人が別途保管しております。

(別紙)

●監査実施箇所及び実施日

実施箇所	実施日
① 本部	令和5年4月1日～令和6年6月21日
② 北海道本部	令和5年12月7日～8日
③ 東北本部	令和5年12月12日～13日
④ 関東本部	令和5年10月11日～12日
⑤ 中部本部	令和5年11月13日～14日
⑥ 北陸本部	令和5年12月5日～6日
⑦ 近畿本部	令和5年10月31日～11月1日
⑧ 中国本部	令和5年10月23日～24日
⑨ 四国本部	令和5年11月9日～10日
⑩ 九州本部	令和5年10月3日～4日
⑪ 沖縄事務所	令和5年11月27日～29日